主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人並びに弁護人中野道の上告趣意(後記)は、単なる訴訟法違反及び量刑不 当を主張するものであり刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査して も同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	岩	松	Ξ		郎
	裁判官	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	斎	藤	悠		輔